

# 下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡(再利用)支援等業務委託 仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が委託する業務の実施に必要な事項を定めるものである。

## 第1章 基本情報

### 1 名称

下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡（再利用）支援等業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 背景

下鳥羽公園は、昭和 50 年に東側に球技場、西側に公園施設を設けた近隣公園として開園した。大会・公式戦のほか、子どもから学生・大人まで幅広い層の方々が、サッカーを中心に利用されている身近な公園である。

この度、市内在住の篤志者からの御寄附により、人工芝の張替えを実施できることとなった。張替えに当たっては、廃棄物等を抑制する観点から使用済みの物を譲渡（再利用）することとしている。

### 3 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 13 日まで

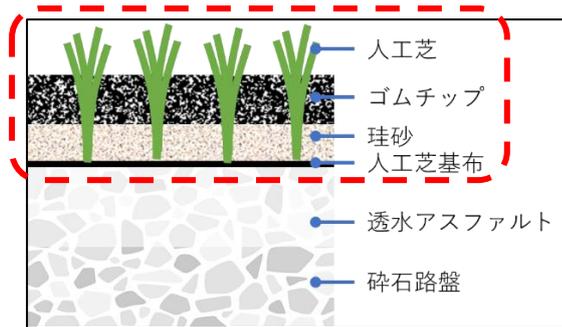
### 4 業務内容

#### (1) 剥離業務

以下の球技場における人工芝、人工芝基布及び充填材（ゴムチップ及び珪砂）（以下「人工芝等」という。）<sup>※1</sup>を剥離すること。

施設名称	人工芝
下鳥羽公園 球技場 (約 8,000 m <sup>2</sup> )	 ドリームターフ PT2065RS (積水樹脂株式会社製・平成 23 年度整備)

※1 使用済みの人工芝等は耐用年数である 10 年超を超過し、一部に劣化が見られるが、休憩スペースや軽い運動などでの日常的な利用は可能と思われる状態である（下図の赤点線枠内で構成）。



(2)のとおり人工芝等を譲渡（再利用）するため、原則として分別剥離とするが、譲渡先の要望に応じた方法で剥離すること。剥離方法は、通常剥離と分別剥離とを想定している。

- ・通常剥離：充填材が含まれた状態で、人工芝及び人工芝基布を剥離  
幅約 2.0m×長さ約 10m、直径約 1m のロール状で、充填材を含めた 1 ロール当たりの重量は約 1t となることが想定される。
- ・分別剥離：人工芝及び人工芝基布と、充填材とを分別して剥離。この場合は、人工芝 1 ロール当たりに含まれる充填材をフレコンバックに詰める（これらをセット単位で譲渡）。  
幅約 1.8m×長さ約 10m、直径約 0.5m のロール状で、1 ロール当たりの重量は 70～80kg 程度となることが想定される。また、1 ロール当たりに含まれる充填材の重量は、フレコンバック 1 袋当たり約 700～800kg 程度となることが想定される。

なお、処分する人工芝等を剥離する際は安価な方法を採用すること等に留意し、経費の節減に努めること。

## (2) 譲渡（再利用）支援業務

剥離業務に速やかに着手できるよう、譲渡先との各種調整（運搬日数、工程などの情報収集（[参考 1](#)「再利用計画」）、運搬日時の調整等）、譲渡前～後における下鳥羽公園及びその周辺の交通整理等の譲渡（再利用）に関する支援を行うこと（譲渡内容は、[参考 2](#)「物品譲渡先一覧」のとおり）。また、余剰分の再利用先を検討し、及び調整すること。

なお、搬出及び運搬に必要な重機（フォークリフト、トラック等）は譲渡先が手配することとしているため、譲渡（再利用）支援業務に関しては受託者（以下「乙」という。）が準備する必要はない。

## (3) 産業廃棄物処分等業務

(2)で発生した余剰分について、乙の責任において産業廃棄物として適切に処理すること。また、その処理に当たり法令などの規制を受けるものについては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を提出すること。

## (4) 共通事項

### ア 業務計画書の作成

業務方針、作業方法、作業工程等をまとめた業務計画書を作成し、あらかじめ

甲の承諾を得ること。

イ 甲への報告及び説明

甲の求めに応じて、各業務の検討状況及び進捗状況を書面により説明し、及び報告すること。

また、各業務の意図及び内容については甲に総合的な説明を行い、必要な事項等については甲の方針をあらかじめ確認すること。

ウ 効率的な業務遂行

(1)の進捗状況、剥離した人工芝等の保管場所、球技場舗装工の開始時期等に応じて、各業務を同時並行で進めること。

## 第2章 業務の実施

### 1 業務の着手

乙は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。ここでいう「着手」とは、乙が業務の実施のために、甲との打合せを開始することをいう。

### 2 業務条件

乙は、次の事項を遵守すること。

- (1) 管理責任者及び担当技術者の経歴、業務実績等を甲に提出し、承諾を得るものとする。また、業務履行期間中において、その者が管理責任者として著しく不相当と甲がみなした場合は、乙は速やかに適正な措置を講じるものとする。
- (2) 業務を適正かつ円滑に実施するため、甲とは常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (3) 甲、関係機関等との協議に係る事項については協議録を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- (4) 業務の実施日時及び業務の遂行に当たっては、当該施設の指定管理者と打合せのうえ、他施設の供用に係る影響が最小限になるよう配慮すること。
- (5) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 3 制約条件

- (1) 令和7年7月28日から人工芝の剥離業務に着手できること。また、南側の人工芝を優先して剥離すること。
- (2) 本業務と同時期（同年8月頃から現場着手を予定）に「下鳥羽公園球技場人工芝改修工事」を予定している。工程によっては既存人工芝舗装の上を重機が走行する可能性があるため、乙は、工事受注者と物の配置、工程等について綿密に調整を図り、十分に協力して円滑に業務を遂行すること。
- (3) 第1章4(1)及び(2)については、同年8月31日までに完了すること。ただし、工事受注者との調整次第では、同年9月以降も並行して業務を遂行できるときがある。
- (4) 舗装版破碎着工（同年10月1日）までに、人工芝等及び重機を球技場外に搬出すること。

#### 4 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の主な法令、関係法令その他の関係図書（本市の指示した文書を含む。）に従うこととする。

- ・地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- ・都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号） 等

#### 5 提出書類

乙は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後
  - ア 業務計画書（業務方針、作業方法、作業工程等）
  - イ 協議録その他甲が指示するもの
- (2) 業務完了時
  - ア 完了通知書
  - イ 成果物納入届
  - ウ 請求書
  - エ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等
  - オ 協議録その他甲が指示するもの

#### 6 貸与品

- (1) 本業務の遂行に当たり必要な資料がある場合は、契約締結後に貸与する。
- (2) 乙は、本業務が完了した後又は契約が解除された後、速やかに貸与された資料を甲に返還しなければならない。  
なお、甲から貸与された資料を複写した場合においても、同様とする。
- (3) 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。損傷した場合は、乙の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) データの漏えい、滅失、事故等の予防に十分留意し、信頼性及び安全性を確保すること。

#### 7 成果物

- (1) 業務報告書（「5 提出書類」に加え、第1章4(1)剥離前・中・後、(2)譲渡中における写真を添付するなど、分かりやすく取りまとめること。）
- (2) 必要部数  
(1)について、製本1部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。
- (3) 成果物の著作権は、京都市に無償で譲渡する。
- (4) 業務完了後15年間は乙において成果物の写しを保存する。ただし、甲が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りでない。
- (5) 乙は、甲が指示した場合は、履行期間中においても成果物の部分引渡しを行わなければならない。ただし、事業の進捗状況等により部分引渡しが著しく困難と認め

られる場合は、この限りでない。

## 8 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、乙から完了通知書が提出された後に調整する。
- (2) 乙は成果物その他検査に必要な資料を準備し、検査日時までに甲に提出しておかなければならない。
- (3) 甲は、乙立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
  - ア 成果物の検査
  - イ 業務履行状況の検査（業務の状況について、協議録等により検査を行う。）
- (4) 検査に合格しなかった場合は、乙は直ちに修補しなければならない。修補の期限及び修補完了の検査については、甲の指示に従うこと。

## 9 費用負担及び委託料の支払い

- (1) 費用負担  
乙は、本業務を履行するに当たって必要となる備品、消耗品等の費用を負担すること。本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。
- (2) 委託料の支払い  
甲において成果物の検収が完了した後、乙からの請求により支払う。  
なお、前金払及び部分払は行わない。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、甲が定めるものとする。